

第4回 講義

「南海トラフに備え、妊婦・乳幼児・子ども・女性を守る ～熊本地震を学びに変える～」

公益社団法人日本サードセクター経営者協会執行理事

特定非営利活動法人市民フォーラム21・NPOセンター事務局長

こども女性ネット東海代表

藤岡 喜美子 氏

1 震災をきっかけとして制定された特定非営利活動促進法

1998年に民法の特別法である「特定非営利活動促進法」が施行された。その1年前の1997年に設立した「特定非営利活動法人市民フォーラム21・NPOセンター」(以下市民フォーラムという)の事務局長を現在務めている。1995年の阪神淡路大震災時には全国から多くのボランティアが被災地に駆けつけ、

「ボランティア元年」と呼ばれた。しかし、個々のボランティアの力をマネジメントできるコーディネーターの不在により、個人の力であるボランティア活動には限界があることから、組織の力が求められるようになった。

そんな状況下で時の政権は、「ボランティア活動促進法」を作ろうとしたが、民間非営利組織(以下NPOという)を推進したいと考えていた活動者たちは、「ボランティアという個人の力ではなく、NPOという組織の力が必要である」とし、阪神淡路大震災から3年をかけて、「特定非営利活動促進法」が制定されることになった。

1998年に特定非営利活動促進法が施行される前に市民フォーラムを設立した理由は、自発的な市民の活動を応援する民間の組織が必要であると考えたからである。従来の民間非営利組織(伝統的なNPO)は、行政の支援による活動をしていたが、民間が活動を応援することにより自発的で、自由な活動が展開できるとして作ったものである。これは、全国で初めての民設民営のNPOセンターであった。名古屋駅前のビルを借りて活動を始めた。その後、全国の都道府県、市町村では、公設民営、公設公営の形式、つまり行政の施策(行政サービス)として、同様のNPO支援センターを設置している。

国際的には、政府行政セクターを第一セクター、利益重視の企業セクターを第二セクター、政府行政ではなく、また利益重視でもないセクターを第三セクターと呼んでいる。ただ、日本の場合は第三セクターと言えば、行政と民間が共に出資をして作った組織とイメージされるため、私たちはヨーロッパで使用している「サードセクター」と言う呼び方を用いている。このサードセクターの中には、特定非営利活動法人や女性の会や子ども会などの地縁的組織、PTAも含まれている。2008年には、民法を改正し、一般社団法人、一般財団法人も自由に作れるようになった。

特定非営利活動法人は、10人の社員を集めないと設立することができないが、一般社団法人は2人で設立することができる。つまり、一人の力は所詮一人であるが、たった2人でも組織であり、組織を作ることができるのである。

2 被災地支援として行ったこと

(1) 2011年の東日本大震災

内閣府からは、当時、被災地支援をしたボランティアの数は、阪神淡路大震災時より少ないと報告があったが、実際には、多くのNPOが現地入りして災害ボランティアセンターを経由せず自発的に活動していた。彼らは、自らの組織で様々な物資や資金を調達し支援をしていた。全国の震災



支援活動のネットワークも作り、被害のあったそれぞれの地域に現地入りしていた。

私は、被災地支援をする中、「生かされた命だから地域のために何か活動をしたい」との被災者の声を聞き、その思いを支援すべきと法人の資金を活用し、被災地の志をもつ人々の起業支援をした。

(2) 2016年の熊本地震

地震の起きる3年前から熊本のNPO支援をしていたため、本震から僅か4日後の4月20日にはNPOの女性リーダーたちに声を掛け、「熊本子ども女性ネットワーク」を立ち上げ、被災者を支援する被災地のNPO支援を行った。この支援活動を通して、災害時、災害弱者である妊婦・乳幼児・子ども・女性を守るためにはふだんの活動とネットワークが大切であることを学んだ。

また、熊本市男女共同参画センター館長の藤井氏は、震災後、行政機関が十分機能しておらず、行政から「やれることをやってもらえば良い」との言を受け、自主的に東日本大震災で問題となった性被害防止の活動を行った。

「熊本子ども女性ネットワーク」を立ち上げ、被災地支援をしたことは、後に、愛知でネットワーク「子ども・女性ネット東海」を作ることにもつながった。福祉避難所では、高齢者や障害者、妊婦、子どもを受け入れるが、同じ避難所内でも対象者によって必要な支援や配慮事項は異なる。高齢者や障害者への支援を行う団体は既に多く存在しており、ネットワークの活動により、見落とされやすい「妊婦・乳幼児・子ども・女性」の支援を行うこととした。

(3) やまなみ子ども園、さくらんぼ保育園の挑戦

熊本地震では、余震が多く発生しその期間も長かったため、避難所が足りず、車中泊をする人が多くいた。親子で避難してくる人々の受入れのために、指定避難所ではなかった「やまなみ子ども園」と「さくらんぼ保育園」の2園は自主避難所を開設し対応した。保育者がいる避難所として、地域の方に園を開放し、園に通う子どもとその家族だけでなく、地域の人々の心の支えとなった。

そのことから、被災地での子ども支援としては、避難所に読み聞かせに行ったり、おもちゃを送ったりすることではなく、日頃、保育者が行っている「食べること」「寝ること」「遊ぶこと」を充実させ安心をつくる日常的なケアをすることこそが大切であると気付かされた。また、避難生活が続き、保育者の疲弊した姿を目の当たりにしたこともあり、子ども、保育者の支援のために「保育士派遣プロジェクト」を行うことになった。

3 愛知県避難所マニュアル

愛知県避難所マニュアルは、平成30年3月に改訂されている。その中には、「避難所の運営においては、男女共同参画の視点や、特に配慮を必要とする人への支援に配慮して取り組むこと」が明記されている。

子どもにとって安心・安全な避難所が必要であり、保育士の社会的役割は大きく、社会的保育者が子ども、保護者を見守ることが求められている。

4 さいごに

(1) 「あなたが今からすぐできる、あなた自身を守る備え」

- ①個人的なもの・食料・水などの備蓄の習慣化
- ②連絡方法・避難所の確認
- ③地域とのつながりを大事にする

大事なことは、「自分事としてとらえ、実践すること」である。

(2) 「女性リーダー」

地域の防災リーダーとして活動をしてもらいたい。「女性のために」ではなく、「女性目線」で防災・減災の活動をすると、誰もが安心して安全な活動となる。「出る杭（くい）は打たれるが、出すぎた杭（くい）は打てない」と思いリーダーを見つけ、支援する活動を続けている。